

## 医薬品医療機器等法違反

### 「いわゆる健康食品」から医薬品成分を検出

強壮作用のある成分が検出されました。

この製品を摂取すると健康被害が発生するおそれがあります。

県民の皆様は、購入や摂取をしないよう注意してください。

埼玉県では、いわゆる健康食品に係る健康被害及び不正表示による被害を未然に防止するため、強壮用及び痩身用健康食品の買上げ検査を実施しています。

平成 26 年度第 2 回の買上げ検査を実施したところ、インターネット等で購入した 40 製品中 2 製品から医薬品成分を検出しました。

これは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に違反するため、埼玉県では、薬務課ホームページに当該製品名等を掲載し、県民に購入及び摂取しないよう注意喚起するとともに、当該製品の販売者を所管する県に通報しました。

現在のところ、本県には当該製品による健康被害の報告はありません。

なお、当該製品の写真等は薬務課ホームページで御確認いただけます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/kensyoku/h26kaiage.html>

※「いわゆる健康食品」とは、一般の食品よりも健康によいと称して販売される食品です。

#### 1 医薬品成分が検出された製品概要

(1) 製品名：ハイドロキシカット・ハードコア・エリート（痩身用健康食品）

内容量：100 カプセル

販売者：有限会社ヤマテ（広島県広島市）

検出成分：ヨヒンビン

(2) 製品名：ヨヒンベ・バーク・エキス 800mg/100 タブレット（強壮用健康食品）

内容量：100 タブレット

販売者：有限会社イーストア（石川県白山市）

検出成分：ヨヒンビン

## 2 検査機関等

埼玉県衛生研究所

検査結果確定日：平成 27 年 2 月 6 日

## 3 違反の事実

当該製品は、医薬品成分を含んでいるため医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項に規定する医薬品に該当し、当該製品を販売したことは、医薬品医療機器等法第 55 条第 2 項（無承認無許可医薬品の販売・授与等の禁止）の規定に違反します。

## 4 県の対応

- (1) 販売者を所管する県に通報し、措置の依頼を行った。
- (2) 記者発表と同時に、薬務課ホームページに当該製品名等を掲載し周知するとともに、購入や使用中止などの注意喚起を行う。

(参考)

### ヨヒンビン

- ・国内では医薬品成分（ヨヒンビン塩酸塩）として承認されている。

作用：神経衰弱性陰萎、老衰性陰萎、衰弱性射精

副作用：発疹、発赤、めまい、発汗、虚脱感、血圧上昇、吐き気 等

<ハイドロキシカット・ハードコア・エリート>



<ヨヒンベ・バーク・エキス 800mg/100 タブレット>

